

## 第779回

### 宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成28年9月5日（月曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（16名）

1 番	今津 久雄	2 番	岩本 誠司	3 番	浦田 久永
4 番	小川 節美	5 番	小島 久司	7 番	黒岩 重光
8 番	田村 磨利	9 番	所谷 頼尚	10 番	西山 讓
11 番	羽賀 久喜	12 番	濱田 頼之	13 番	細川 壯
14 番	細川 秀信	15 番	松本 功	16 番	保田 稔
17 番	山口 一晴				

4. 欠席者（1名）

6 番 川島 照久

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局主幹 小松 憲司  
産業振興課農林振興係長 平岡 洋助

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について  
議案第2号 農地法第4条許可申請審査について  
議案第3号 宿毛市農業振興地域整備計画の変更について（諮問）

○議長 これより779回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、9番所谷  
頼尚委員、10番西山譲委員にお願いします。

○議長 これより議事に入ります。

○議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。  
事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。

○事務局員 それでは説明させていただきます。

番号15号です。全部で3筆ありまして、場所は3ページに位置図をつけて  
おります。3筆がそれぞれ離れておりまして、芳奈の三叉路の近くに  
2筆、山田方面に行くトンネルの近くに1筆で、位置図でご確認いただき  
たいと思います。

今回の申請は、使用貸借です。経営移譲年金受給のため親子で貸借して  
いた農地の契約期間の終了に伴い、昨年12月に再契約を行いましたが、そ  
の後、今年7月に娘さんが市外へ転出することになったため、使用貸借  
の解約を行ったうえで、今回、孫である●●さんと新たに契約を結ぼうと  
するものです。3筆とも田で、水稻を作るとの計画が出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書、契約書等も添付されております。  
農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考え  
ております。

続きまして番号16号です。場所は4ページに位置図をつけております。

エヴィくりはらの隣と国道56号線宿毛バイパスの間に広がる農地のう  
ちの1筆になります。

売買で、取得後は水稻及び野菜を作るとの計画が出されております。本  
申請は双方から委任を受けた小栗行政書士から提出されております。全部  
事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各  
号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条申請は以上になります。

○議長 続きまして、受付番号15番について芳奈地区担当の細川委員さんお願  
いします。

○細川委員 【議案書をもとに15番朗読】

先日●●さんに会い話を聞きました。事務局からも話がありましたが、

娘さんは婚姻し 7 月に奈良県へ転出しており、後を継ぐ形で孫の●●さんと契約を結ぶものです。●●さんは勤めながら●●さんと一緒に農業をやっています。以上、よろしくお願いします。

○議 長 続きます、受付番号 16 番について街区担当の田村委員さんお願いします。

○田村委員 【議案書をもとに 16 番朗読】  
両名に先日会いまして話しました。この土地は、前から聞くところによると購入してほしいとの話があり今回の申請になったそうです。  
あわせて草刈りなどして管理していただくよう話をしました。以上です。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたがご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ご意見ご質問など特にごございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは採決に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請審査について」2 件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第 1 号」2 件は、許可することに決しました。

○議 長 続きます、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請審査について」を議題といたします。

○事務局長 それでは、議案第 2 号、農地法第 4 条許可申請審査について説明いたします。

受付番号 1 番。申請場所、議案書 5 ページの位置図を見ていただきたい

と思います。所在地、港南台。申請者は、退職して帰省する事となり実家に近く兄弟も周辺に居住している事により申請地に一般住宅を建築しようとするものです。

農地転用に伴う隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。一般住宅建築面積は 373 m<sup>2</sup>です。資金計画といたしましては、土地取得費 50 万円、土地造成費 2,000 万円、建築費 2,000 万円、自己資金 2,050 万円です。農地区分につきましては、都市計画法による用途地域に指定されている区域内の農地の事より第 3 種農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは採決に入ります。議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請審査について」1 件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第 2 号 1 件については、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第 3 号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。産業振興課 平岡係長から議案の説明をお願いいたします。

○平岡係長 産業振興課の平岡です。農用地利用配分計画について説明いたします。  
先程承認いただいた農用地利用計画について、農業公社が借り受けた農地を、受け手に配分する計画です。お手元にあります「借受選定理由書」によりまして、受け手として応募されている農業経営体の中で、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体を選定しています。

「農用地利用配分計画案」の左側のナンバーで1番から11番については、農事組合法人芳奈村が適当であるとして、配分計画を作成しています。

以上が農用地利用配分計画の説明です。ご審議をお願いします。

○議長 長 続きまして、整理番号1番について、橋上地区担当の濱田委員さんお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに1番朗読】

6番と7番ですが、借人は同じで、貸人は夫と妻です。双方に直接会って確認しました。継続で貸し借りしたいのでよろしくということでした。次の8番にも関係するのですが、遠い所にある農地はお返しして、近い所を集中してやりたいということでした。以上です。

○議長 長 担当課と委員さんより説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 それでは採決をいたします。議案第3号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」担当課よりの説明と委員より1件の報告があり、審議の結果、問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め、市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしということですので、議案第3号1件は市に答申することに決しました。

○議長 長 続きまして協議事項に入ります。非農地の報告について、事務局と委員さんからお願いします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。

受付番号14番。所在地、橋上町坂本。登記地目、畑2筆。議案書9ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は主要地方道宿毛津島線を進み坂本地区に入り西谷橋を渡り左折し奥に入った土地で、昭和45年頃から桧を植林し山林となり現在に至る。

続きまして、受付番号15番。所在地、橋上町坂本。登記地目、畑。議案書10ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は、主要地方道宿毛津島線を進み坂本地区に入り蘭センターの前の土地で昭和54年頃隣家が住居を新築した際に申請地を譲渡し宅地として使用し現在に至る。

続きまして、受付番号16番。所在地、小筑紫町田ノ浦。登記地目、畑。議案書11ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は、国道321号線を進み田ノ浦地区に入り右折した田ノ浦集落センターの手前の土地で昭和40年頃、倉庫を建築し現在に至る。

以上3件につき、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長 続きまして受付番号14番及び15番について、橋上地区担当の濱田委員さんお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに14及び15番朗読】  
先日現地調査をしました。14番については木が生い茂っており、また15番の土地は家が建っています。よろしくお願いします。

○議長 続きまして受付番号16番について、田ノ浦地区担当の羽賀委員さんお願いします。

○羽賀委員 【議案書をもとに16番朗読】  
先日浦田委員と本人とで現地調査をしました。この土地は家が建っています。よろしくお願いいたします。

○議長 事務局と委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかにはございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは採決に入ります。非農地証明3件につきましては、審議の結果、問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、非農地証明3件については、証明することに決しました。

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局員 事務局から今月28日(水)に四万十市で開催されます農業委員全員研修会についてのお知らせです。既にご案内のとおり、28日(水)午後1時から4時までの予定で、中村プリンスホテルにおいて幡多ブロックの農業委員全員研修会が開催されます。

当日は、市のマイクロバスを利用し正午に市役所正面玄関を出発。途中0時20分ごろ農協の宿毛東出張所を經由して会場へ移動します。

本日、研修会への出欠及びバスの利用について確認するとともに、研修テキストについて委員のみなさまに配布いたしますので、研修当日は忘れずに持ってきてくださいますようお願いいたします。

なお、直前になってやむを得ず欠席をされる場合は、分かり次第必ず事務局までご連絡ください。

続きまして、幡多広域市町村圏事務組合租税債権管理機構から不動産公売会のお知らせです。昨年に引き続き農地物件を中心とした差押不動産の公売会を開催することになりました。

公売会の日程については、ご案内のとおり11月11日(金)午後の予定で、会場は、四万十市の高知県幡多総合庁舎3階第会議室。出品する物件は不動産に限定し、農地を中心に予定をしております。

公売会について問い合わせがありましたら、詳細につきましては(裏面4. 今後の協力依頼を参照)幡多租税債権管理機構までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

○意見書に対する市からの回答(8月8日付け)

○議 長 ほかに何かありませんか。

○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第779回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時45分時閉会

平成28年9月5日

会　長

農業委員

農業委員